

## 環境保全協定の対象となる工場・事業所の要件

次の各号のいずれかに該当し、常時使用する従業員数が10人以上であること。ただし、(11)の特定事業者（油類を消防法令で規定する指定数量以上有する事業者）は10人未満でも対象とする。

- (1) 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設を有すること。
- (2) 水質汚濁防止法に規定する特定施設を有すること。
- (3) 湖沼水質保全特別措置法に規定するみなし指定地域特定施設又は指定施設を有すること。
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を有すること。
- (5) 騒音規制法に規定する特定施設を有すること。
- (6) 振動規制法に規定する特定施設を有すること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を有すること。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬、産業廃棄物（特別管理廃棄物を除く。）の運搬若しくは処分、又は特別管理廃棄物の収集若しくは運搬を行う者が設置する施設。
- (9) 大規模小売店舗法に規定する大規模小売店舗。
- (10) 滋賀県公害防止条例に規定する特定施設又はばい煙発生施設を有すること。
- (11) 野洲市生活環境を守り育てる条例に規定する特定事業者が建設する施設。
- (12) 野洲市生活環境を守り育てる条例に規定する騒音・振動関係施設を有すること。
- (13) 畜産業又はサービス業の用に供す鶏房施設（鶏房の総面積が40平方メートル未満のものを除く。）を有すること。
- (14) 運輸業を営む者が建設する次のいずれかに該当する施設。
  - ア 車両洗浄施設
  - イ 給油施設
  - ウ 運輸業を営む時間が、午後10時から翌日の午前6時までの間に及ぶ施設。
- (15) 野洲市生活環境を守り育てる条例の施行後に、公害その他の環境侵害を発生させている施設（前各号の施設を除く。）を有すること。